

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊北千歳駐屯地
第323会計隊長 岩槻 卓

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
4LWA1G200120		4MM81AF0020 0001					
品名 または 件名							
北千歳（R6）駐屯地油分離槽清掃役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
北千歳駐屯地				藤村技官（5973）			
搬入場所				納 期 または 工 期			
北千歳駐屯地				令和6年12月20日（金）			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
 全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
 ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊北千歳駐屯地 第323会計隊及び北部方面会計隊ホームページ

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
 入札日時場所：令和6年5月28日（火）11時00分 北千歳駐屯地 第323会計隊入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- ア 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- イ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ウ 付紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。
- エ 令和4・5・6年度の全省庁統一資格申請において「役務の提供等」の「D以上」の格付けを有する者で北海道地域に競争参加資格を有する者（資格審査結果通知書（写し）を入札時に提出）

(2) 保証金等に関する事項

- ア 入札保証金：免除する。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額（消費税法で規定する消費税率に基づく消費税額を加算した金額であり、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- イ 契約保証金：免除する。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額（消費税法で規定する消費税率に基づく消費税額を加算した金額であり、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする）の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

(3) 入札の無効

- ア 第2項及び第7項（1）で示した競争参加に必要な資格がない者の入札
- イ 入札に関する条項に違反した入札
- ウ 入札書に記名がない場合又は品名、数量金額等が不明の場合若しくは入札書に記載した金額が訂正されている入札
- エ 電報・電話及びFAXによる入札
- オ 入札開始時刻に遅れた者による入札
- カ 「入札及び契約心得」に定める「暴力団排除に関する事項」に誓約し、記載していない者による入札

キ 誓約した「暴力団排除に関する事項」に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(4) 契約書の作成

落札者は、落札決定後遅滞なく契約書を作成する。（適用する契約条項は、駐屯地標準契約書「役務請負契約条項」、「産業廃棄物委託契約約款」、「談合等の不正行為に関する特約条項」及び「暴力団排除に関する特約条項」とする。）

(5) 落札決定方式

総額が、当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) その他

ア 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。

イ 入札に参加する者は、資格審査結果通知書の写しを入札時に提出すること。

ウ 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。

エ 郵便による入札を認める。この際、封筒は二重にして内封筒に「北千歳（R6）駐屯地油分離槽清掃役務入札書在中」と明記し、別に資格審査結果通知書の写しを同封し、書留郵便等（配達記録のわかるもの）にて入札日の10時まで北千歳駐屯地第323会計隊へ必着とする。この際、電話にて担当者に到着の確認を行うこと。

オ 再度入札は直ちに実施する。但し、郵便による入札がある場合の再度入札は別示する。

カ 入札書下部余白に「当社（私・個人の場合）、当団体（団体の場合）は、「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」と誓約し、記載すること。

キ 当日参加を希望する場合は、入札日の前日17時までに北千歳駐屯地第323会計隊へ連絡するものとする。

ク 入札に関する事項の問い合わせ先

陸上自衛隊北千歳駐屯地 第323会計隊 契約班（担当：源田）

電話：0123-23-2106（内線：5341）

ケ 仕様書に関する事項の問い合わせ先

陸上自衛隊北千歳駐屯地業務隊管理科（担当：藤村）

電話：0123-23-2106（内線：5973）

(7) 公告掲示場所及び期間

ア 掲示場所







北部方面隊ホームページ：<http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/index.html>

イ 掲示期間

令和6年5月16日（木）～令和6年5月28日（火）

北千歳 (R6) 駐屯地油分離槽清掃役務

北千歳駐屯地業務隊管理科

						1 / 2
業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	管財	営繕	作成者
						

仕様書

1 件名

北千歳(R6)駐屯地油分離槽清掃役務

2 場所

北海道千歳市北信濃724番地 陸上自衛隊北千歳駐屯地

3 概要

油分離槽の清掃、汚泥等の収集・運搬及び処分 1式

4 一般事項

- (1) 本仕様書は、「北千歳(R6)駐屯地油分離槽清掃役務」について適用する。
- (2) 仕様書に定められた内容に疑義及び不都合が生じた場合は、監督官と協議するものとする。
- (3) 受注者は本仕様書による他、関係法令を遵守し、適正に役務を実施すること。
- (4) 作業の際に、他の箇所に損傷を与えないように十分注意して実施し、万一損傷させた場合は、速やかに監督官に報告するとともに、受注者の責任において原形に復旧するものとする。
- (5) 現場管理は以下の通りに行う。
 - ア 本役務は、常に整理整頓その他清掃を行い、火災等の事故防止に努める。
 - イ 危険のある場所には、危険表示等の処置を行う。
 - ウ 許可された場所以外への無断立ち入り等は厳禁とする。
 - エ その他部隊側の諸規則、指示に従い遅滞なく行う。
- (6) 書類整理は、受注者の責任において監督官の指示通り遅滞なく行う。
- (7) 本役務の写真は、着手前・役務実施中・役務完了後ごとに撮影する。また、隠蔽となる箇所、監督官の指示する箇所を撮影し、整理の上速やかに監督官に提出する。
- (8) 発生材の処分については「廃棄物の処理及び清掃に関する法令」等、関係法規に基づき適切に処理を行うものとし、最終処分完了後マニフェストを監督官へ提出する。
- (9) 役務完了に際しては、跡片付け清掃等を行う。
- (10) 本役務に使用する電気・水道等は、受注者の負担において準備する。

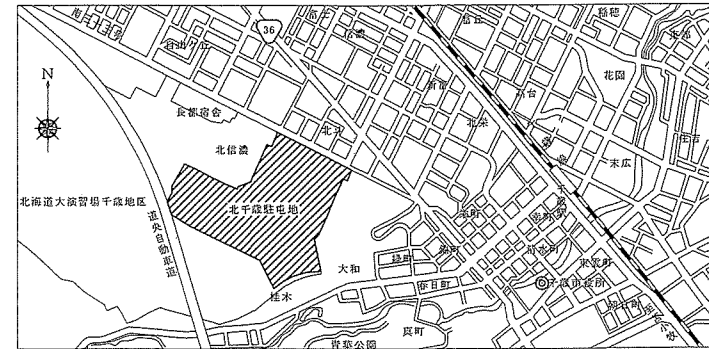
5 特記事項

- (1) 本役務での油分離槽内の沈殿物質及び浮遊物質は汚泥汲取車で吸い上げ、壁面は清水で洗浄する。
なお、水張り作業に必要な水は、受注者にて用意し、作業完了後速やかに補給すること。
- (2) 清掃箇所は下記のとおりとする。

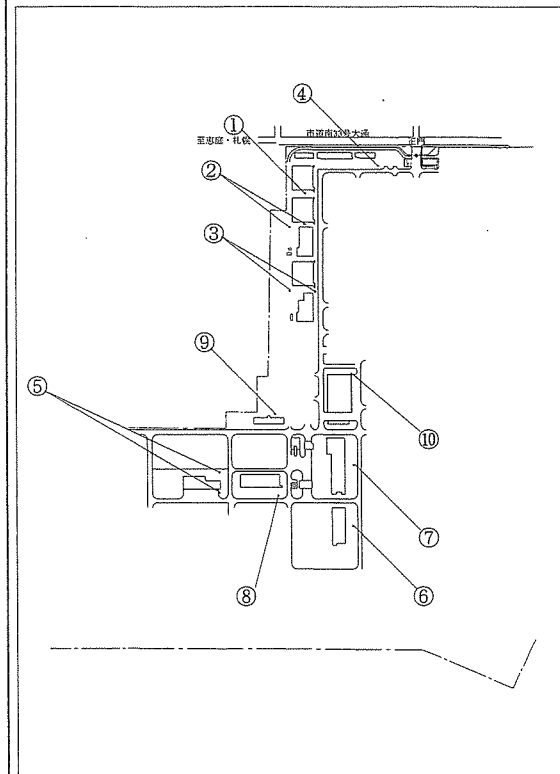
	施設名称	a(m)	b(m)	c(m)	H(m)	d(槽数)	汲取回数	1回自汲取量(m³)	2回自汲取量(m³)
①	#28整備工場油分離槽	1.0	1.8	1.0	1.96	1	2	1.8	1.8
②	#29整備工場油分離槽	0.6	1.0	0.6	1.6	1	2	0.36	0.36
		0.6	1.0	0.6	1.6	1	2	0.36	0.36
③	#128整備工場油分離槽	0.6	1.0	0.85	1.35	1	2	0.51	0.51
		0.6	1.0	0.6	1.35	1	2	0.36	0.36
④	#25整備工場油分離槽	0.6	1.0	0.6	1.28	1	2	0.36	0.36
		0.6	1.0	0.7	1.23	1	2	0.42	0.42
⑤	#59整備工場油分離槽	0.6	1.0	0.6	1.16	1	2	0.36	0.36
		0.6	1.0	0.7	1.12	1	2	0.42	0.42
⑥	#124整備工場油分離槽	0.6	1.0	0.7	1.12	1	2	0.42	0.42
⑦	#125整備工場油分離槽	0.6	1.0	0.7	1.17	1	2	0.42	0.42
⑧	#126車庫	0.7	1.2	0.7	1.3	1	2	0.588	0.588
⑨	洗車場(駐屯地)	1.2	2.0	1.4	1.78	1	1	3.36	
⑩	#11倉庫	0.7	1.2	0.7	1.6	4	1	2.352	
合計								11.67	5.958

- (3) 実施時期は下記のとおりとし細部日程は監督官と協議するものとする。

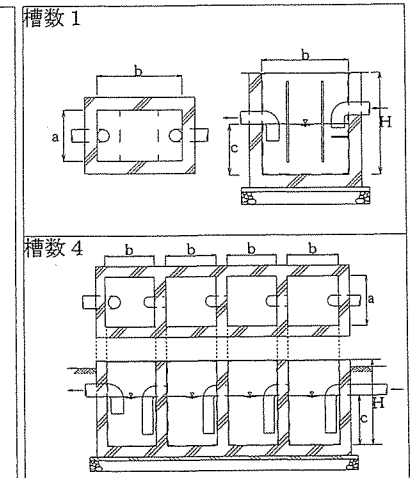
- 1回目：7月中
- 2回目：10月下旬



北千歳駐屯地案内図 S=1:40,000



北千歳駐屯地配置図 S=1:10,000



槽数タイプ別油分離槽詳細図 S=1/X

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

委任状

分任契約担当官
陸上自衛隊北千歳駐屯地
第323会計隊長 岩槻 卓 様

委任者

私は、次の事項に関する権限を下記代理人に委任します。

件名： _____

委任事項(例)

- 1 上記業務に係る入札・見積に関する一切の権限
- 2 契約締結について

令和 年 月 日

代理人